

IBM クラウド・サービス記述書

IBM Workload Automation (SaaS)

お客様の注文に関する「サービス記述書」は、以下のとおりです。

1. クラウド・サービス記述書

下記の第 1.1 条は、お客様が「クラウド・サービス」を使用するために注文する必要がある基本オファリングであり、第 1.2 条には、お客様が注文できるオプション・サービスが記載されています。お客様が注文したオファリングは、お客様の「注文関連文書」に記載されます。本「クラウド・サービス」では、「注文関連文書」は、IBM がお客様に提示する「見積書」およびお客様が IBM から受領し「クラウド・サービス」期間の開始日と終了日を定めて「クラウド・サービス」がプロビジョニングされたことを確認する「証書 (PoE)」で構成されます。

1.1 IBM Workload Automation (SaaS)

IBM Workload Automation (SaaS) はサービス管理ソリューションであり、これによりお客様は、無人で実行できるようにするために、自動化によるワークフローの定義が可能な 1 つの詳細レベルに合わせてビジネス・プロセスを一度モデル化すれば、その後は、必要なときにいつでも当該ワークフローを実行できます。人の介入が減ることで効率的な実行と、大量の実行済みプロセスに対する高度なガバナンスを実現できます。個々のプロセスを実行する要素はジョブと呼ばれます。ジョブは、1 つのシステムまたはアプリケーションで実行されるアクティビティを記述します。IBM Workload Automation (SaaS) は以下が可能です。

- 複数のジョブを組み合わせてフローを作成し、フローの任意のポイントで条件を付ける。
- 指定された時点でのジョブの実行を自動化する。
- ジョブとフローのモニタリングと操作が可能な概要ビューで、ジョブとフローを提示する。

1.2 IBM Workload Automation (SaaS) Step up for existing Customers

IBM Workload Automation (SaaS) Step up for existing Customers は、既に IBM Workload Automation プログラムのライセンスおよびサブスクリプション & サポートを IBM または IBM が承認する第三者から取得しているお客様に提供される、「クラウド・サービス」のオプションの購入方法です。

2. セキュリティーの内容

IBM は、本条項に記載されているプラクティスおよび手順を実施し、保持します。

2.1 セキュリティー・ポリシー

IBM は、プライバシーおよびセキュリティーに関するポリシーを IBM の従業員に伝え、これを保持します。IBM は、国内外で、IBM データ・センターをサポートする個人に対しプライバシーおよびセキュリティーに関する教育研修を受けるよう要求し、情報セキュリティーに重点的に取り組むセキュリティー・チームを保持します。IBM セキュリティー・ポリシーおよび基準については 1 年ごとに審査し、再評価します。IBM のセキュリティーに関する事故は、包括的な事故対応手順に従って処理されます。

2.2 アクセス制御

クライアント・データに対するアクセスは、職務分離の原則に従って、権限のある IBM サポート担当者によってのみ許可されます。IBM サポート・スタッフは、中間「ゲートウェイ」管理ホストに二要素認証を使用します。クライアント・データにアクセスする際のすべてのチャネル接続は暗号化されます。クライアント・データへのアクセス、およびホスティング環境へのデータ転送またはホスティング環境からのデータ転送は、すべて記録されます。

2.3 サービスの完全性および可用性

オペレーティング・システム・リソースおよびアプリケーション・ソフトウェアの変更には、IBM の変更管理プロセスが適用されます。また、ファイアウォール規則の変更についても変更管理プロセスが適用され、実施前に IBM セキュリティー・スタッフが個別に審査します。IBM は、データ・センター・リソースを 1 日 24 時間週 7 日、監視します。潜在的なシステム・セキュリティー危険度の検出および解決を支援するために、内部および外部の脆弱性スキャンを権限のある管理者および第三者ベンダーが定期的実施します。マルウェア検出 (アンチウイルス、侵入検知、脆弱性スキャンおよび侵入防

止) システムは、すべての IBM データ・センターで適切に設置されています。IBM のデータ・センター・サービスは、公共ネットワーク上のデータ伝送についてさまざまな情報伝送プロトコルをサポートします。これには、HTTP/SFTP/FTP/S/MIME、サイト間 VPN などが含まれます。オフサイトで保管されるバックアップ・データは、転送前に暗号化されます。

2.4 アクティビティの記録

IBM は、アクティビティを記録する機能があり、そのように構成された、システム、アプリケーション、データ・リポジトリ、ミドルウェア、およびネットワーク・インフラ・デバイスに関して、アクティビティのログを保持します。改ざんの可能性を最小限に抑え、集中型分析、アラートおよびレポートを可能にするために、アクティビティは中央ログ・リポジトリにリアルタイムで記録されます。改ざんを防ぐために、データを署名付きにします。異常な行動を見つけ出すために、ログはリアルタイムに、また、定期的な分析レポートによって分析されます。運用スタッフは異常に関するアラートを受け、必要に応じて 1 日 24 時間週 7 日、オンコールのセキュリティー・スペシャリストに連絡を取ります。

2.5 物理的セキュリティ

IBM は、データ・センター・リソースに対する許可されていない物理的アクセスを制限するように設計された物理的セキュリティ基準を保持します。IBM データ・センターには、制限されたアクセス・ポイントだけが存在します。これらのアクセス・ポイントは二要素認証で制御され、監視カメラによって監視されています。アクセスは、アクセスを承認された権限のあるスタッフのみに許可されます。運用スタッフは承認について確認し、必要なアクセスを提供するアクセス・バッジを発行します。かかるバッジを交付された従業員は、他のアクセス・バッジを返却しなければならず、そのアクティビティの期間中はデータ・センター・アクセス・バッジのみを所有することができます。バッジの使用については、記録されます。IBM 以外の訪問者は、施設に入場する際に登録され、施設内にいる間は付添人が同行します。搬入・搬出場所、および許可されていない個人が施設に入場できるその他の場所については管理され、隔離されます。

2.6 遵守

IBM は、IBM の事業要件の遵守に関してセキュリティーおよびプライバシー関連のアクティビティを審査します。情報セキュリティー・ポリシーの遵守を確認するために、IBM は評価および監査を定期的に行います。全従業員のセキュリティー教育および意識向上のための研修を、IBM の従業員およびベンダーの従業員は 1 年ごとに受講します。倫理的な企業行動、機密保持および IBM のセキュリティー義務を果たすために、従業員は自身の業務目標および責任について 1 年ごとに再認識します。

3. サービス・レベル・コミットメント

IBM が「クラウド・サービス」をお客様に対し利用可能にした後、IBM は以下の「クラウド・サービス」に関するサービス・レベル・コミットメント (以下、「SLA」といいます。)を提供します。

3.1 定義

「権限を有する担当者」 - お客様が IBM に対して指定している、本 SLA に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。

「可用性クレジット」 - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「サービス」のサブスクリプション料金の将来の請求額から相殺する形で適用されます。

「請求」 - 本 SLA に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。

「契約月」 - その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする「サービス」期間における各 1 か月をいいます。

「お客様」 - IBM に対して「サービス」を直接申し込み、「請求」をした時点で「サービス」の使用に対する使用許諾を取得しており、かつ、IBM との間の「サービス」に関する契約に基づく重大な義務 (支払義務を含みます。) に違反していない法人または団体をいいます。

「ダウン時間」 - 「サービス」のための実稼働システム処理が停止し、適切な許諾を得ているすべてのお客様のユーザーが、あらゆる「サービス」を利用できなくなる期間をいいます。言い換えると、適切な許諾を得ているユーザーが一人でもいずれかの「サービス」を利用できる場合、「ダウン時間」には該当しません。「ダウン時間」には、「サービス」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。

- 計画されたシステムのダウン時間。
- 不可抗力。

- お客様または第三者のアプリケーション、統合、機器またはデータの不具合。
- お客様または第三者 (お客様のパスワードまたは機器を使用して「サービス」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。) の作為または不作為。
- 「サービス」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
- IBM が「お客様」または「お客様」に代わる第三者が提供する設計、仕様、または指示に従った場合。

「事象」 - 「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。

「不可抗力」 - 天災、テロリズム、労働争議、火災、洪水、地震、暴動、戦争、政府による法令、命令もしくは制限、ウィルス、サービス妨害攻撃およびその他の悪意の行為、ユーティリティおよびネットワーク接続の不具合、または IBM が合理的に制御できない「サービス」が提供不能となるその他の原因をいいます。

「計画されたシステムのダウン時間」 - リリース、パッチ、または Hot Fix など (これらに限定されるものではありません) が適用された場合の、保守作業またはシステム更新のための定期的なサービスの停止をいいます。

「サービス・レベル」 - IBM が本 SLA において提供する「サービス」のレベルを評価するための、以下に規定する基準をいいます。

「サービス」 - 本 SLA が適用され、本「サービス記述書」の最初のページに記載されている IBM Workload Automation (SaaS) 実稼働インスタンスをいいます。本 SLA は、各「サービス」に対して組み合わせられることなく個別に、適用されます。

3.2 可用性クレジット

お客様が、「請求」を申請するためには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「サービス」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報 (「事象」が最初に影響を与えた時刻を含みます。) を提出し、「事象」の分析および説明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様の「サービス」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に記録しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」の対象となる「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、「請求」に関するあらゆる合理的な詳細 (関連するすべての「事象」および満たされていないとして請求される「サービス・レベル」についての詳細な説明を含みますがこれらに限られません。) を、IBM に提供しなければなりません。

IBM は、各「契約月」中における「ダウン時間」の合計時間を、内部で測定します。「可用性クレジット」は、「ダウン時間」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時刻から測定されるダウン時間に基づいて決定されます。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を、下表に基づき、各「契約月」中における利用可能時間の合計に応じて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。

「一括サービス」(複数の個別「サービス」を組み合わせパッケージとし、単一料金で販売しているもの) に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「サービス」に対するサブスクリプション月額料金には基づかないものとします。お客様は、各「契約月」の一括サービスにおいて、一つの個別「サービス」に関する「請求」のみ提出することができます。各「契約月」の一括サービスにおいて 2 つ以上の「サービス」に対して「可用性クレジット」を適用することはできません。

各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が IBM の「サービス」に対して支払った年額料金の 1/12 の 10% を超えないものとします。

IBM は、IBM の記録から入手し得る情報に基づいて、「請求」の検証を合理的に判断します。お客様の記録におけるデータと IBM の記録の間で相違がある場合には、IBM の記録が優先するものとします。

本 SLA に基づいてお客様に提供される「可用性クレジット」は、「請求」に関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置です。

3.3 サービス・レベル

「契約月」における「サービス」の可用性

「契約月」における可用性	「可用性クレジット」 （「請求」の対象である「契約月」における月額サブスクリプション料金の割合）
99.8% 未満	2%
98.8% 未満	5%
95.0% 未満	10%

「可用性」の割合は、以下のとおり算出されます。(a) 「契約月」における分単位の総時間数から、(b) 「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を控除し、それを(c) 「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」中の「ダウン時間」合計 432 分

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 432 分の「ダウン時間」 = 42,768 分 <hr/>	= 「契約月」における 99.0% の可用性につき 2% の「可用性クレジット」
30 日の「契約月」における合計 43,200 分	

3.4 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、利用することができます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版およびトライアル版の「サービス」。
- 非実稼働インスタンス (テスト、災害復旧、トレーニング、品質保証、または開発用環境などを含みますが、これらに限られません。)
- 「サービス」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、および参加者による「請求」。
- お客様のシステムまたは第三者提供のシステムで稼働するサービス、プログラム、イネープリング・ソフトウェア、またはエージェント。
- お客様が、「ご利用条件」、「利用規定」またはお客様の「サービス」に対する契約に基づく重大な義務に違反 (支払義務の不履行を含みますが、これに限られません。) した場合。

4. ライセンス、課金、期間およびサポート情報

4.1 使用単位

「クラウド・サービス」オファリングは、以下の課金単位に従って販売されます。

- 「ジョブ」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「ジョブ」は、それ以上分割することのできない、「クラウド・サービス」内のオブジェクトで、それにかかわるすべてのサブプロセスを含む計算プロセスを表します。お客様は、お客様の「注文関連文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」が処理または管理する「ジョブ」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得するものとします。

4.2 料金および課金

4.2.1 課金オプション

「クラウド・サービス」オファリングの支払金額は、以下のように「注文関連文書」に記載されます。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い (後払い)
- c. 毎四半期払い (前払い)
- d. 年払い (前払い)

選択した課金オプションは、「注文関連文書」に定める期間に対して有効となります。請求サイクルに応じた支払金額は、月額または年間サブスクリプション料金および 1 年間の請求サイクル数に基づき計算され、超過料金が加算されます。

4.2.2 1か月に満たない期間の料金

「1か月に満たない期間の料金」は、日割りで計算されます。「1か月に満たない期間の料金」は、IBMがお客様に対して「クラウド・サービス」オファリングへのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残日数に基づき計算されます。

4.2.3 超過分

課金期間中のお客様の「クラウド・サービス」の実際の利用が、「注文関連文書」の「PoE」部分に記載される使用許諾範囲を超える場合には、お客様は、「注文関連文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

4.3 期間および更新オプション

4.3.1 期間

「クラウド・サービス」の期間は、「注文関連文書」に規定される「クラウド・サービス」の一部にアクセス可能となったことを、IBMがお客様に通知した日に開始します。「注文関連文書」の「PoE」部分で、期間の正確な開始日と終了日、および期間の更新方法または更新の有無を確認します。お客様は、期間中、IBMまたは「IBMビジネス・パートナー」にお問い合わせいただくことで、お客様の「クラウド・サービス」の利用レベルを上げることができます。当該変更を「注文関連文書」に含むものとします。

4.3.2 クラウド・サービス期間の更新オプション

お客様の「注文関連文書」では、以下のいずれかの期間を指定して、期間満了時に「クラウド・サービス」を更新するか否かが規定されます。

a. 自動更新

お客様の「注文関連文書」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「注文関連文書」に規定されている期間の有効期間満了日の少なくとも90日前までに、書面による要求により、期間満了となる「クラウド・サービス」期間を終了することができます。IBMまたは「IBMビジネス・パートナー」が、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる期間は1年間または「注文関連文書」の「PoE」部分に規定される当該更新前の期間と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されます。

b. 請求の継続

「注文関連文書」に、お客様の請求は継続すると付記されている場合、お客様は引き続き「クラウド・サービス」に対するアクセス権を有するものとし、「クラウド・サービス」の利用に対して継続的に請求が行われます。「クラウド・サービス」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90日前までに、IBMまたは「IBMビジネス・パートナー」にお客様の「クラウド・サービス」の解約を要請する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

c. 更新必要

「注文関連文書」に、お客様の更新タイプは「終了」とであると付記されている場合、「クラウド・サービス」は期間満了時に終了し、お客様の「クラウド・サービス」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「クラウド・サービス」の利用を継続するには、お客様は、お客様のIBM営業担当員または「IBMビジネス・パートナー」に対して発注し、新規の「サブスクリプション期間」を購入する必要があります。

4.4 テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中、「クラウド・サービス」に対するテクニカル・サポートが提供されます。

電話、電子メールによるサポート、および SaaS サポート・ポータルの運用時間は、以下のとおりです。

月曜～金曜日(休日を除く)の米国東部標準時間で午前8時00分～午後8時00分

サポート・ホットライン: 1-855-221-1166 (米国)

Email: support@ibmserviceengage.com

営業時間外およびシステム・ダウンのサポート

営業時間外およびシステム・ダウンのサポートは、重要度1の問題についてのみ、営業日、週末および休日に利用可能です。

重要度	重要度の定義	目標応答時間	対象応答時間
1	重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重大な機能を実行できない、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務上重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。	1 時間以内	1 日 24 時間週 7 日
2	著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しい使用制限を受けているか、または、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。	2 営業時間以内	月曜から金曜の営業時間
3	軽度の事業影響 サービスまたは機能を使用でき、業務上、重大な影響がないことを示す。	4 営業時間以内	月曜から金曜の営業時間
4	最小の事業影響 問い合わせまたは非技術的な要求。	1 営業日以内	月曜から金曜の営業時間

5. セーフ・ハーバー

IBM は、現在、本「クラウド・サービス」の U.S.- EU Safe Harbor Framework ならびに U.S.-Swiss Safe Harbor Framework の遵守を決定していません。

6. イネーブリング・プログラム

「イネーブリング・ソフトウェア」とは、「クラウド・サービス」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「クラウド・サービス」の一部として IBM または第三者がお客様に提供するプログラムおよび関連する資料をいいます。本「クラウド・サービス」オファリングには、IBM が提供する以下の「イネーブリング・ソフトウェア」が含まれます。IBM Workload Automation Dynamic Agent。お客様は、お客様が「イネーブリング・ソフトウェア」をダウンロードまたはインストールする場合、「クラウド・サービス」へのお客様のアクセスおよびその利用を容易または有効にする目的以外には「イネーブリング・ソフトウェア」を使用しないことに同意するものとします。

7. 追加情報

7.1 Step up 制限

Workload Automation (SaaS) Step-up for existing Customers (以下、「Step-up SaaS」といいます。) オファリングでは、関連する IBM プログラムの適切なライセンス資格をお客様が事前に取得していることが必要です。この「Step-up SaaS」に関連する IBM プログラムとは、IBM Workload Automation です。「Step-up SaaS」に対するお客様の使用許諾は、関連 IBM プログラムに対するお客様の使用許諾範囲を超えることはできません。

「Step-up SaaS」を取得する際、お客様は、同じ関連 IBM プログラムのライセンス資格を、「Step-up SaaS」の使用許諾で使用するだけでなく、お客様のオンプレミスに導入された環境内でも使用することはできません。たとえば、関連する IBM プログラムに対して、お客様が 2000 の「ジョブ」使用許諾を取得しており、「Step-up SaaS」の 1000 の「ジョブ」使用許諾を購入することを選択する場合、1000 の「Step-up SaaS」の「ジョブ」は、「IBM SaaS」環境に限りアクセスすることができますが、オンプレミスに導入されたソフトウェアを利用することはできなくなります。お客様のオンプレミス環境で引き続き使用できる「ジョブ」使用許諾は、1000 になります。

「Step-up SaaS」には、関連 IBM プログラムのサブスクリプション & サポートは含まれていません。お客様は、関連 IBM プログラムに対して適用可能な (1) ライセンス資格および (2) サブスクリプション & サポートを既に取得していることを表明するものとします。「Step-up SaaS」の「サブスクリプション期間」中、お客様は、「Step-up SaaS」使用許諾と併せて使用する IBM プログラム使用許諾の現在のサブスクリプション & サポートを維持する必要があります。関連 IBM プログラムを使用するためのお客様のライセンス、または関連 IBM プログラムのお客様のサブスクリプション & サポートのいずれかが終了した場合、お客様の「Step-up SaaS」を使用する権利は終了します。

7.2 第三者の Web サイトまたはその他のサービスへのリンク

お客様または「クラウド・サービス・ユーザー」が、「クラウド・サービス」にリンクされた、または「クラウド・サービス」からアクセス可能な第三者の Web サイトまたはその他のサービスに「コンテンツ」を送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる送信は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対し、いかなる保証または表明もするものではありません。また、これらに対するいかなる責任も負いません。